

第4回日仏外務・防衛閣僚会合共同発表

(2018年1月26日、東京)

1. 河野太郎日本国外務大臣及び小野寺五典日本国防衛大臣並びにジャン＝イヴ・ル・ドリアン・フランス共和国欧州・外務大臣及びフロランス・パルリ・フランス共和国軍事大臣（以下「四大臣」という。）は、2018年1月26日、東京において第4回日仏外務・防衛閣僚会合（以下「2+2」という。）を開催した。第7回日仏外相戦略対話及び防衛大臣会談が2018年1月27日に開催される。
2. 2018年は日仏外交関係樹立160年に当たる。両国で祝われるこの記念すべき年は、安全保障・防衛を始めとする全ての分野における二国間パートナーシップの目覚ましい進展を明らかにし、将来の新しいプロジェクトを推進する機会となる。四大臣は、「ジャポニスム2018」のフランスでの開催を祝した。四大臣は、「特別なパートナーシップ」の枠組みで2013年に発出された「日仏間協力のためのロードマップ（2013－2018年）」の実施を歓迎した。四大臣は、今後の期間のために同文書を新たなものとし、二国間の「特別なパートナーシップ」を新しい段階へと導くための最初の議論を行った。
3. 四大臣は、日仏関係の戦略的分野での重要な強化を指摘し、こうした協力を更に拡大するよう呼びかけた。日仏は、それぞれアジア及び欧州連合において、また、より一般的に国際社会において、互いに特権的なパートナーとして認識する。四大臣は、自由、民主主義、人権、法の支配の尊重という共通の価値に基づき両国を結びつける「特別なパートナーシップ」を強化する意思を再表明した。国際社会が、テロ、気候変動、地域紛争はじめとする様々な課題に直面する中、四大臣は、国際法の尊重及び国連憲章に基づいて、多国間主義の維持・強化並びに国際社会の平和、安定及び繁栄のために両国が共に取り組んでいくことを改めて強調した。
4. 四大臣は、2019年に日本がG20議長国となり、フランスがG7議長国となることを強調した。これは、両国に強い責任を与えるものである。四大臣は、世界的なガバナンスの強化に貢献するために、両国議長間で最大限の相乗効果を生み出すよう、緊密に両国の議長期間を準備することを約束した。
5. 四大臣は、国際社会の安定と繁栄のための礎として、法に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を確認した。四大臣は、両国が共に太平洋国家であることを認識しつつ、特にこの地域における海洋分野での協力を継続し、強化することにコミットし、自由で開かれたインド太平洋のために、パートナー諸国と共に尽力することが共通の利益であることを確認した。四大臣は、この地域の平和、安定及び繁栄に向けた具体的案件を進展させていくことで一致した。四大臣はまた、開放性、透明性、経済性、被援助国の財政健全性といった国際スタンダードに適合した質の高いインフラの推進を通じて、インド太平洋地域の連結性を強化することを確認した。日本の閣僚は、特にG7、シャングリ

ラ・ダイアログ及び南太平洋国防大臣会合の枠組みにおいて、また、インド太平洋を含む地域での海洋安全保障に関連するオペレーションへのニュー・カレドニア駐留軍及び仏領ポリネシア駐留軍の参加を通じた、フランスの積極的な取組を歓迎した。

【国際・地域情勢】

6. 四大臣は、国連安保理決議に著しく違反した、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発の継続を最も強い表現で非難した。四大臣は、北朝鮮に対し、全ての国連安保理決議及び2005年の六国会合共同声明を遵守するよう強く求めるとともに、北朝鮮の核保有を決して認めないことを強調した。四大臣は、北朝鮮に全ての核計画及び全ての他の大量破壊兵器・弾道ミサイル計画を完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄させるべく、北朝鮮に対して最大限の圧力をかけることを確認し、朝鮮半島の非核化に向けた真摯なコミットメントと具体的行動を示さない限り、意味のある対話は期待できないとの認識で一致した。四大臣は、国際社会に対し、2017年12月22日に日本が議長を務める国連安保理において全会一致により採択された、制裁レジームを更に強化する決議第2397号を含む関連する国連安保理決議を完全に履行することを求めた。四大臣は、北朝鮮と外交・経済関係を有する国が、それを見直すことを推奨した。四大臣は、北朝鮮が平昌五輪に向けて協力する姿勢を示し始めていることを歓迎した。また、四大臣は、特に「瀬取り」を含む制裁回避や更なる不安定化させる行動への対策を講じるため、引き続き国連安保理の対応を含め、様々な場での緊密な連携を継続していくことで一致した。四大臣はまた、北朝鮮における人道及び人権状況にかかる懸念を強調し、拉致問題の即時解決を呼びかけた。
7. 四大臣は、とりわけ海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）により規定されている、国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋における秩序の維持、並びに外交的及び法的手段を通じた海洋に関する紛争の平和的な解決に対するコミットメントを再確認した。四大臣は、東シナ海及び南シナ海における状況への懸念を示し、緊張を高め得るいかなる一方的な行動にも反対することを確認した。四大臣は、南シナ海に関して、拠点構築及びその軍事目的での利用といった、緊張を高める一方的な行動に対する強い反対を表明するとともに、全ての当事者に対し、国際法上の義務を遵守し、そのような行動を自制するよう求めた。四大臣は、実効的な南シナ海行動規範策定のための交渉の早期妥結を支持した。四大臣は、全ての当事者に対し、係争のある地形の非軍事化を追求するよう要求する。
8. 四大臣は、中東地域の平和、安定及び繁栄に向けた取組に対するコミットメントを確認した。日本の閣僚は、地域の平和と安定のためのフランスのイニシアティブと取組を歓迎した。フランスの閣僚は、中東の平和と安定のための日本の貢献を歓迎した。四大臣は、中東和平問題について、国連の決議に基づいて、二国家解決（当事者間の交渉によって決定され、国際社会によって承認される確かな国境の範囲内でイスラエルとパレスチナが安全に共存し、両国の首都としてエルサレムを認めること）への支持を改めて表明するとともに、当事者間の交渉を再開する緊急性を強調した。また、四大臣は、イラ

ク及びシリアにおける I S I L 対策の決定的な努力を歓迎した。I S I L の軍事的な敗北は、中東地域の平和及び安定に向けた重要な一歩であった。他方、テロの脅威が完全に根絶されていないことを想起しつつ、四大臣は、I S I L 後のシリア及びイラクの安定に向け、国際社会を動員する重要性を強調した。シリアに関し、四大臣は、国連安保理決議第 2 2 5 4 号及びジュネーブ・コミュニケの枠組みで交渉される政治移行の必要性を強調し、こうした政治プロセスの進展が復興支援にとって不可欠な前提条件であることを確認した。四大臣は、社会的・人口的構造の変更を助長しかねないシリアの早急な再建と安定化を目的とした行動を試みない。シリアとりわけ東グータにおける深刻な人道状況に関し、四大臣は、民間人が置かれた状況に強い懸念を表明するとともに、特に包囲された地域及びアクセスが困難な地域を含む全てのシリア領土への、いかなる拘束も受けない安全で自由なアクセスの必要性を確認した。加えて、四大臣は、イランの核問題に関する包括的共同作業計画（J C P O A）への支持及び全ての当事者によるその継続的で厳格な履行の重要性を強調した。四大臣はまた、イランが、とりわけ武器の移転に関するものを含む、J C P O A を支持する国連安保理決議第 2 2 3 1 号の全ての措置を尊重することが重要であることを強調するとともに、イランに対し、核兵器の運搬が可能となるよう設計された弾道ミサイルの発射を実施しないよう呼びかける。

9. 四大臣は、アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画の実施を強化する意思を再確認した。四大臣は、2019年に開催予定の第7回アフリカ開発会議（T I C A D 7）も見据えつつ、第三国市場におけるパートナーシップ及び第三国における A F D と J I C A 間の協力を支援し、また、2017年11月に駐日フランス大使館及び J E T R O によって東京で開催されたフォーラムに代表される一連のイニシアティブを歓迎しつつ、特にナイロビで開催された T I C A D V I の機会にコミットした具体的なプロジェクトを推進することで一致した。この観点から、四大臣は、日仏が継続して支援を行っている第4回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムの成功を祝した。また、四大臣は、アフリカにおける安定と持続可能な開発のためには、アフリカ諸国自身の努力と開発へのオーナーシップが不可欠であるとの観点から、海洋安全対策におけるアフリカ諸国の努力、G 5 サヘル諸国による合同部隊の展開、及び国連安保理決議第 2 3 9 1 号の全会一致による採択を歓迎した。この決議は、G 5 サヘル諸国に対し、国連安保理の明確で力強い政治的な支持を確認し、合同部隊に対する国連マリ多面的統合安定化ミッション（M I N U S M A）の後方支援及び運用支援を目的とするものである。四大臣は、国際社会全体に対し、テロ及び組織犯罪との闘いのための G 5 サヘル諸国の取組を支援するよう呼びかける。テロ及び組織犯罪との闘いは、マリ和平・和解合意の効果的な実施及び開発にかかる重要な努力に基づく必要がある。日本の閣僚は、G 5 サヘル部隊のためのフランス及び E U の取組を歓迎し、日本の開発援助を通して地域の諸国を支援することにコミットした。四大臣は、国際援助の実施を加速しより効果的なものとするための国際援助の協調を目的とする「サヘルのための同盟」の設置を歓迎した。四大臣は、平和維持訓練活動の支援等を通じて、アフリカにおける国家及び地域レベルでの安全保障に関する能力強化のために取り組むことを再確認した。

10. 四大臣は、ウクライナの主権及び領土一体性を完全に尊重することを改めて表明し、ウクライナ東部における紛争の解決のためのミンスク合意の全ての当事者による完全な履行を重視していることを再確認し、ノルマンディー・フォーマット及び三者コンタクトグループの枠組みで進められている努力を支持した。

【安全保障・防衛協力】

11. 四大臣は、演習「ジャンヌ・ダルク2017」の一環での仏海軍艦隊の訪日を歓迎し、この機会に、日本周辺及びグアム・テニアン等で仏米が日英とともに4か国共同訓練（ARC17）を初めて実施したことを歓迎した。四大臣は、この種の運用を繰り返すことに対する共通の関心を表明するとともに、あらゆる運用上の交流機会も活用できるようにするために、関連する行動計画にかかる情報共有を強化することで一致した。日本の閣僚は、2018年2月に仏海軍フリゲート「ヴァンデミエール」が日本へ寄港し、この機会を捉えた共同訓練を実施する計画であることを歓迎した。

12. 四大臣は、2017年6月に日本国海上自衛隊が初めてP-1哨戒機をパリ・エアショーに派遣したことを歓迎した。また、装備協力全般に関し、四大臣は、本年春に東京で予定されている第7回「防衛装備品協力に関する委員会」において具体的進展を得るべく更に協力を進める意思を表明した。四大臣はまた、日仏間で初の協力案件となる次世代機雷探知技術に関する共同研究を早期に開始することで一致した。四大臣は、高い技術力を誇る日仏両国の防衛産業間協力をより一層促進し、協力の新たな機会を特定する意思を表明した。

13. 四大臣は、2017年1月の前回の「2+2」で開始された物品役務相互提供協定（ACSA）交渉において、今般、大枠合意に至ったことを歓迎した。四大臣は、日本国自衛隊の部隊とフランス共和国軍の部隊との間の相互運用性を強化し、双方の部隊が演習、平和維持活動、人道支援・災害救援（HA/DR）等に共に従事する際の協力を円滑にするべく、ACSA交渉の早期妥結、署名・締結に向け、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

14. 四大臣は、途上国の能力構築支援に係る連携を強化していくことで一致した。四大臣は、2017年10月にジブチ地域訓練センター（DRTC）で開催された「ジブチ行動指針にかかる海洋安全保障に関する日仏共同プロジェクト」セミナーの成功を歓迎した。四大臣は、アフリカ及びインド太平洋地域における海洋安全保障・海上安全、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援、公平なアクセスが可能な質の高いインフラ整備の推進及び平和維持活動等を含む分野で、日仏両国が共同で、又は個別に引き続き取組を進めていくことで一致した。四大臣は、効果的な連携を実施していくために、同分野における支援に関する情報や知見を共有していくことで一致した。

【戦略的協力・地球規模課題】

15. 四大臣は、両国政府が、MDAを含む海洋安全保障について、二国間及びG7をは

はじめとする多国間の場等で、情報交換及び協力を発展させることで一致した。四大臣は、両国間の包括的な海洋対話を開始する利益を特定させる、海洋問題に関する戦略的かつ長期的な交流を歓迎した。

16. 四大臣は、北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威が、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）体制及び包括的核実験禁止条約（CTBT）にとってこれまでにない重大かつ差し迫った挑戦であることを確認した。四大臣は、このような厳しい状況の中、全ての国の安全保障を損なわない原則にしたがって、国際社会の安定を促進する核軍縮を進展させるためには、NPT条約のすべての当事国の参画を得て、具体的で現実的な取組を行うことが重要であることを強調した。四大臣はまた、不拡散のための国際的な取組の重要性を再確認し、日仏輸出管理措置委員会が果たす有意義な役割を評価した。四大臣は、我々の集団安全保障体制における化学兵器の不拡散体制の重要性並びにレバント及びアジアにおけるこれらの兵器の最近の使用例に対処する必要性を再確認した。1月23日にパリで開催された化学兵器の使用の不処罰に対する闘いのための有志国会合がこの努力のための重要な役割を果たすであろう。四大臣は、本年のパリにおけるハイレベル政治会合の際に105の参加国が設立15周年を祝う拡散に対する安全保障構想（PSI）への両国の積極的な参画を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対抗する毅然としたコミットメントを確認した。四大臣はまた、通常兵器の不正取引対策への決意及びこの分野における適切な国際的な手段への支持を改めて強調した。四大臣は、戦略的安定性に資するために、武器及び関連汎用品・技術の輸出管理にかかる協力を継続することで一致するとともに、第4回日仏輸出管理措置委員会を可能な限り早期に東京で開催することで一致した。
17. 四大臣は、民生原子力分野での協力が日仏の「特別なパートナーシップ」を構成する戦略的な軸の一つであることを認識し、原子力安全、核燃料サイクル、福島第一原子力発電所の廃炉、ATMEA1の推進、ASTRID計画等の分野において、2017年3月20日に日仏間で署名された意図表明を踏まえた戦略的産業協力の深化及び拡大を歓迎した。四大臣は、このダイナミズムを維持する重要性について一致した。これに関し、四大臣は、フラマトム及びニュー・アレバ社への資本参加によるフランス産業再編への日本企業（日本原燃及び三菱重工）の効果的な参加を歓迎する。四大臣は、核拡散の危機に断固として対応するための取組及び最も高いレベルの安全基準に沿った原子力エネルギーの平和的利用の責任ある発展を促進する取組を継続する重要性を強調し、2017年11月に東京で第7回会合が開催された「原子力エネルギーに関する日仏委員会」を始めとする枠組みを通じて、これらの課題の全てについて日仏間で緊密な協議を継続していくことを確認した。四大臣はまた、3期目の任期を開始した天野之弥国際原子力機関（IAEA）事務局長の下、特に国際的な核不拡散体制の強化においてIAEAが果たす重要な役割を改めて確認した。
18. 四大臣は、シリア及びイラクから移動しようとする外国人テロ戦闘員の拡散の危険性やホームグロウン・テロの進展のため、テロの脅威が引き続き大きいことを懸念を持

って留意し、過激化防止やテロリストによるインターネットの使用への対応の重要性について一致した。四大臣は、テロ資金への対応の重要性を強調した。フランスは、本年4月にパリでこの問題にかかる国際会合を開催する。四大臣は、2016年のG7伊勢志摩サミットで策定された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を完全に実施していくことを確認するテロ及び暴力的過激主義との闘いに関するG7タオルミーナ声明を歓迎した。四大臣は、2019年のラグビー・ワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2023年のラグビー・ワールドカップ、2024年のパリ・オリンピック等を見据えて、日仏間で具体的な協力を発展させていくことで一致した。

19. 四大臣は、安全保障・防衛分野における情報技術の戦略的性質を強調しつつ、この分野での二国間協力を継続し、強化することを呼びかけた。サイバー脅威の重大な増加及び高度化を前にして、四大臣は、悪意のあるサイバー活動を抑止し、軽減し、原因を特定するため、日仏両国が協調した対応及び情報共有を強化することを確認した。四大臣は、本分野における日仏協力を進展させ、サイバー脅威対策の能力強化のためにそれぞれの経験を共有するため、2018年上半期に第4回日仏サイバー協議を開催することに期待を示した。フランスの閣僚は、日本の閣僚に対し、フランス・レンヌにある中核的サイバー拠点を訪問するよう改めて招待した。四大臣は、デジタル・シミュレーション及びビッグデータの取扱いの基礎となる高性能計算技術の習得の重要性が課題かつ主要な経済成長の原動力であることを認識し、この分野における平和利用のための協力の継続と強化を呼びかけた。
20. 四大臣は、前回の「2+2」で期待が示された宇宙協力の分野で前進が見られることを歓迎し、特に、2017年3月に東京で開催された日仏包括的宇宙対話の場において、「日本国の権限のある当局とフランス共和国首相府国防国家安全保障事務総局との間の包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」及び「日本国の権限ある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握(SSA)に係る情報共有に関する技術取決め」が署名されたことを歓迎した。四大臣は、「包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」に基づき、2018年にパリで予定されている次回の日仏包括的宇宙対話を通じ、両国間の宇宙協力を更に深化させることで一致した。日仏包括的宇宙対話は、宇宙状況把握、国際的なルール作り、宇宙システムの抗たん性の強化、衝突回避、地球観測、宇宙科学・探査及び通信・放送並びに必要な応じた産業協力の促進等の分野で協力を強化する機会となり得る。
21. フランスの閣僚は、日本が、NATOの「信頼できる必然のパートナー」として、人的交流及び共同訓練の分野における協力を進展させてきたことを歓迎した。四大臣は、サイバーセキュリティ等の分野における日・NATO協力の更なる深化への期待を示すとともに、その発展のため、日仏間で協力していくことを確認した。
22. 四大臣は、とりわけアジアにおける安全保障課題に対して拡大した役割を担うEUの意思及び特に安全保障・防衛分野においてEUを強化するフランスのイニシアティブ

を支持した。四大臣は、日EU・EPAと対をなす日EU・SPA交渉の進展を祝した。四大臣は、北朝鮮危機に関する日本とEUの意見の一致を歓迎するとともに、国際安全保障環境の改善に共に貢献するために、特に危機管理において、協力を強化するための日本とEUの共通の意思を歓迎した。このために、四大臣は、共通安全保障防衛政策(CSDP)の枠組みにおいて日本とEUの協力を深化させる重要性を再確認した。四大臣は、アフリカ等の新しい地域においても、この協力を発展させることへの期待を表明した。日本の閣僚は、東アジア首脳会合へのEUのより広範な関与を支持し、この地域における法の支配を促進させるための欧州の取組を歓迎した。日本の閣僚はまた、2017年11月の第12回東アジア首脳会議に欧州理事会議長が参加したことを歓迎した。

23. 四大臣は、今次第72回会期中の政府間交渉における文書に基づく交渉開始の必要性を強調し、常任・非常任議席双方の拡大を含む国連安保理改革の早期実現に向けて協力を加速化することで一致した。フランスの閣僚は、日本がその他のG4のメンバー(ドイツ、ブラジル、インド)と共に常任理事国の地位を得ることへの支持を改めて表明し、常任・非常任双方のカテゴリーで安保理におけるアフリカの更なるプレゼンスへの期待を表明した。

24. 地域的・国際的危機にかかる気候変動及び環境の悪化の影響を強調しつつ、四大臣は、パリ協定の実施及び2017年12月12日にパリで開催された気候変動サミットの際に決定された目標の実現のために共に努力する必要性を確認した。四大臣は、気候変動及び環境の悪化が世界の安全及び繁栄に対する重大な脅威であることを再確認するとともに、我々の対外政策が、とりわけ脆弱な地域を対象としつつ、これらの課題との闘いに貢献すべきであることを再確認した。四大臣は、地域社会及び国土の強靱性を強化するために、環境及び気候の脆弱性の予防を優先課題とする。同様の精神に基づいて、日仏は「世界環境憲章」の具現化に関する建設的な議論が引き続き行われることに期待を表明した。

25. 四大臣は、「女性、平和及び安全保障」のアジェンダを構成する2000年の国連安保理決議第1325号及びその後の決議の重要性を確認するとともに、紛争下での性的暴力に対処するために同アジェンダを完全に実施し、平和構築における女性の参加を強化することに対するコミットメントを確認した。四大臣はまた、武力紛争における児童の保護の重要性を確認し、テロ組織が児童に及ぼす脅威に対しより効果的に対応する意思を確認した。

26. 四大臣は、本日の会合の成功を受けて、両国間の緊密な意見交換を継続すること、また、次回「2+2」を2019年にフランスで開催することを決定した。四大臣は、協力に向けた具体的案件を特定するための2017年12月6日の局長級協議における作業を称賛した。